

# 15 耐震リフォームと屋根融雪事業

—安全で安心して暮らせるまちづくり—

既存住宅のリフォームに対する施策については、介護保険制度と連携した「自立支援型住宅リフォーム資金助成制度」が健康福祉部で制度化されているが、建築住宅課においては、耐震化の推進と雪害防除のための補助制度を設けている。

## 1 耐震リフォームモデル事業

この制度は、建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の①耐震診断や②耐震設計を行う際にかかる費用の2分の1以下の補助を行うものである。

<b>対象者：</b> 石川県内にお住まいの方
<b>対象建築物：</b> 県内で建築された木造住宅（所有者が自ら居住するもので、S56年以前に建築されたものに限る。）
<b>診断方法：</b> 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」及び「同左 改訂版」に則して一般診断法及び精密診断法
<b>設計内容：</b> 耐震診断結果に基づき行う、耐震改修工事の設計
<b>補助限度額：</b> ① 46,000円 ② 100,000円（但し事業費の1/2以内）

石川県の木造住宅約29万8千戸の内、昭和56年以前のもは約半数の14万7千戸に及んでいる。

阪神・淡路大震災（H7年）のデータによれば、特に強震（震度6以上）では、昭和56年以前とそれ以降を比べると倒壊率に大きな差が生じる事が分っている。また、住宅の倒壊による死者が全体の8割を超えている事からも、まず自分の家の建設年度を確認し住宅の耐震化を図る事が必要である。

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12
診断	14	3	0	2	7	1
設計	1	0	0	1	1	0

  

H13	H14	H15	H16	合計
1	4	3	2	37
0	0	0	0	3

耐震リフォームモデル事業 実績（単位：件）

## 2 屋根融雪化促進事業

豪雪地域でかつ過疎化により高齢者率が相対的に高い地域においては、住宅の屋根の雪下ろしが危険を伴い、地域住民の大きな負担となっている。この制度は、これらの地域において市町村と共に屋根融雪装置の普及を推進し、定住の促進及び高齢化社会への対応を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりに資することを目的としている。

<b>対象地区：</b> 特別豪雪地帯及び過疎地域（又は順過疎地区）として指定された区域（山中町、白山市のうち旧河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村）
<b>補助対象：</b> 市町村が自ら居住する住宅を新築、改築又は修繕を行い、屋根融雪装置を設置する者に対し補助する事業
<b>補助限度額：</b> 1戸あたり250千円（市町村の補助する額の1/2かつ工事費の1/3以内）

事業年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	合計
河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉野谷村	0	0	1	0	2	2	2	1	1	0	9
鳥越村	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	6
尾口村	3	3	2	0	3	1	2	3	2	2	21
白峰村	7	17	21	16	25	16	18	21	8	5	154
山中町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	20	24	16	30	20	24	26	13	7	190

屋根融雪化促進事業 実績（単位：件）



融雪装置設置住宅